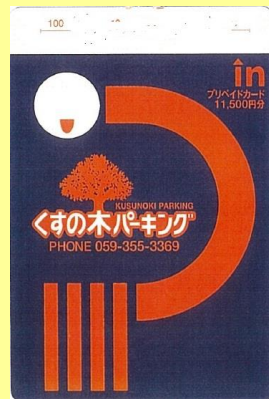
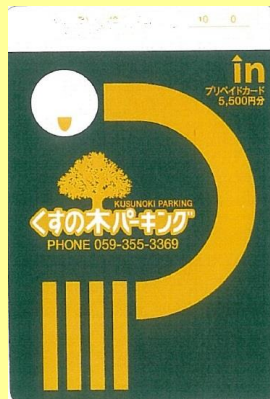
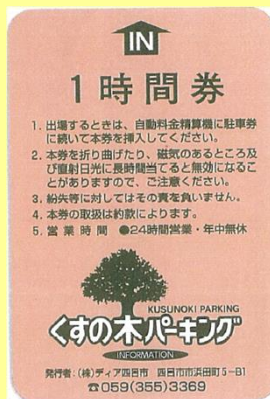


くすの木パーキングの プリペイドカード・回数券を お持ちの方へ

株式会社ディア四日市が発行するくすの木パーキングを使用場所とするプリペイドカード・回数券をお持ちの方は、令和8年8月24日までに『債権の申出』を行うことにより、発行保証金の還付を受けることができます。

四日市市内で、次のとおり『債権の申出』を受付けますので、対象商品券をお持ちの方は、ぜひご来場ください。



申出ができるのは、ディア四日市が発行したプリペイドカード・回数券です

日時：令和8年

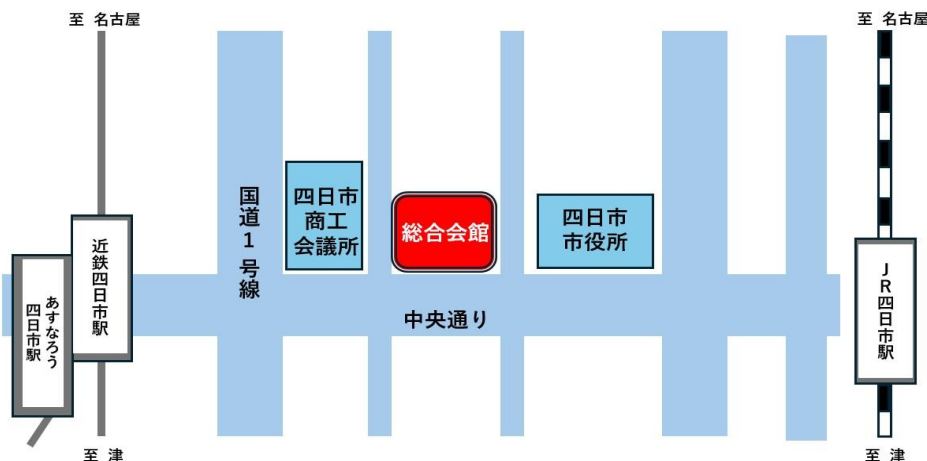
6月20日(土)、21日(日)、22日(月)

受付時間 9時から16時まで

会場：四日市市総合会館 本館 7階

※お持ちいただくもの：プリペイドカード・回数券（コピー不可）、委任状（プリペイドカード・回数券保有者以外が来場する場合のみ。要押印）

◇上記3日間のうち、ご都合のよい日時に来場ください。◇予約は不要です。混雑時はお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。◇会場で申出書を記入していただきます。あらかじめ申出書を記入しておきたい方は、東海財務局のホームページで申出書を入手できます。◇申出の当日に還付金を受取ることはできません。◇還付金の請求は、後日、津地方法務局四日市支局で、債権者の方に行っていただきます。◇還付は、当社が法令に基づき供託している発行保証金から、還付手続きに必要な費用の額を控除した金額の範囲内で行います。



※会場には駐車場のご用意がございません。来場の際は公共交通機関をご利用ください。

会場にご来場いただく方法のほか、郵送での申出も可能です(8月24日の消印有効)

詳しくは、東海財務局までお問い合わせください

財務省東海財務局

金融監督第4課
☎052-951-2995

津財務事務所理財課
☎059-225-7223